

【中小企業対策特別委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本特別委員会に付託された内閣提出法律案1件は、成立した。

また、本委員会に付託された請願1種類5件は、すべて保留となった。

[法律案の審査]

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

最近の我が国経済には、近年の急激な為替変動、アジア諸国の工業化の進展による輸入の増大、消費者行動の変化等による価格競争の激化等を背景として、流通構造の合理化、取引慣行や経営システムの見直し等の構造的な変化が生じており、開廃業率の逆転現象が現れるなど、閉塞感が強まりつつあるといわれている。このような構造変化への対応策のひとつとして、企業家精神に富み、新商品・新役務の開発といった創造的な活動に取り組む中小企業者や創業者（創造的中小企業）に総合的な支援策を講ずるため、第132回国会において「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」（中小企業創造活動促進法）が成立したところである。

本法律案は、創造的中小企業への施策を更に充実させるため、指定支援機関（中小企業の研究開発等に必要な資金の株式又は社債による調達を支援する公益法人で、通商産業大臣の指定を受けたもの）の行う社債に係る債務の保証について中小企業信用保険公庫の再保険制度（研究開発等促進保険）を創設する等、指定支援機関の直接金融支援業務に関する規定を整備するとともに、研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業者等について、機械類信用保険法の特例の追加（てん補率の引上げ）、中小企業信用保険法の特例の改正（新事業開拓保険の付保限度額の引上げ）を行うものである。

委員会においては、ベンチャー企業を育成していく上で果たすべきベンチャーキャピタルの役割、現行法に基づく研究開発等事業計画の申請並びに実施状況、ベンチャー財団の適切な業務運営の在り方等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

[国政調査等]

2月23日、塙原通商産業大臣から、中小企業対策の基本施策について、所信を聴取した。

次いで、3月15日、中小企業対策の基本施策について質疑を行い、中小企業

中小企業

金融の円滑化、中小企業の人材育成、中小企業施策に関する手続の簡素化、事業承継税制、最低資本金の達成状況と未達成企業への対応、京浜臨海部における工業立地制限の緩和、住宅金融専門会社の融資による地域中小企業への影響等の問題が取り上げられた。

また、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度通商産業省所管（中小企業庁）、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫に関する予算の審査を行い、中小流通業対策、小規模企業共済制度の適用の拡大、新規開業支援の拡大、官公需確保対策等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成8年1月22日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成8年2月23日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中小企業対策の基本施策に関する件について塚原通商産業大臣から所信を聴いた。

○平成8年3月15日（金）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中小企業対策の基本施策に関する件について塚原通商産業大臣、政府委員、労働省、大蔵省、法務省、国土庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月26日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について塚原通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第17号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑
反対会派 なし

○平成8年5月7日（火）（第5回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(通商産業省所管（中小企業庁）、中小企業金融公庫及び中小企業信用保

険公庫）について塙原通商産業大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、公正取引委員会、大蔵省、建設省及び自治省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年6月18日（火）（第6回）

- 請願第300号外4件を審査した。
- 中小企業対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○平成8年6月19日（水）（第7回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、内外の経済情勢を背景とした新たな事業分野の開拓の要請の一層の高まりにかんがみ、中小企業の創造的事業活動を一層促進するため、株式、社債等による資金の調達及びリース等による設備等の導入を推進するための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険法の特例に関する規定の改正

認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を行う中小企業者に対する新事業開拓保険の付保限度額を、2億円（組合にあっては4億円）から3億円（組合にあっては6億円）に引き上げる。

2 機械類信用保険法の特例に関する規定の追加

(1) 中小企業信用保険公庫は、認定研究開発等事業計画に従って購入する機械類及びプログラム使用権を取得するプログラム（認定割賦等機械類）について、その製造業者、販売業者等を相手方として、包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができることとする。

(2) 中小企業信用保険公庫は、認定研究開発等事業計画に従って使用する機械類及びプログラム（認定リース機械類）について、それをリース契約により使用させる事業を行う者を相手方として、包括して機械類信用保険の

保険契約を締結することができることとする。

- (3) 前2項による機械類信用保険については、保険価額に100分の70を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 指定支援機関による直接金融支援業務等に関する規定の追加

(1) 指定

通商産業大臣は、中小企業の技術に関する研究開発等に必要な資金の株式又は社債による調達を円滑にするための措置を講ずることにより中小企業の創造的事業活動の促進に資することを目的として設立された公益法人であって、次項でいう直接金融支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、創造的事業活動を支援する者(指定支援機関)として指定することができることとする。

(2) 業務

指定支援機関は、生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うために中小企業者が発行する株式又は社債について、社債に係る債務の保証及び株式又は社債を引き受けようとする者に対する引受けに必要な資金の低利での融通等(直接金融支援業務)を行うものとする。

(3) 指定支援機関の事業等に関する規定

指定支援機関の直接金融支援業務に関する基金、事業計画、区分経理、報告、検査、通商産業大臣による監督命令及び指定の取消し、資金の確保等について、所要の規定を設ける。

(4) 研究開発等促進保険

中小企業信用保険公庫は、指定支援機関が行う社債に係る債務の保証について、指定支援機関を相手方として、包括して研究開発等促進保険の保険契約を締結することができることとする。

研究開発等促進保険にあっては、中小企業者1人当たりの付保限度額を7,000万円とするとともに、社債に係る債務のうち保証をした額を保険価額とし、保険価額に100分の50を乗じて得た額を保険金額とする。

(5) 負担金についての損金算入の特例

基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(4) 付託議案審議表

- 内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
※ 17	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 5	8. 3.26 (予備)	可 決	8. 3.27 可 決	8. 3.22 商 工	8. 3.25 可 決	8. 3.26 可 決